

令和8年度経営計画 [概要版]

数値目標

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度実績見込比
保証承諾	70,000	107.7
保証債務残高	260,000	96.3
保証債務平均残高	265,000	95.6
代位弁済(元利)	3,500	84.1
実際回収(元損)	500	93.5
求償権残高	1,160	102.5

業務運営方針

当協会経営理念の下、令和6年度から令和8年度までの中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定めた。基本方針は「すべては中小企業支援のために...」とし、3つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組みます。2. 創造的破壊により経営資源を中小企業支援に集中します。3. 職員が生き生きと働ける職場環境づくりを推進します。」を掲げ、県内中小企業・小規模事業者（以下「事業者」という。）の支援に取り組んでいく。

中期事業計画の最終年度に当たる令和8年度は、事業者からの信用保証協会に求められる更なる期待に応えていくため、これまで以上に職員のパフォーマンスを上げ、組織全体として業務の質的向上に努めていくことが重要である。

また、中小企業支援への集中、諸施策を推進していくためには、職員のスキルアップやモチベーションの維持高揚が図られる職場環境の整備に取り組むとともに、デジタル化の推進等が重要との認識の下、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じていく。

保証・期中部門	経営支援部門	回収部門	その他間接部門
---------	--------	------	---------

<p>現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍に続く原材料高、人手不足での人件費増加といった経営コストの上昇など、事業者の経営環境は依然厳しい。 金融機関等関係機関と連携した積極的な信用保証による金融支援、業績改善に向けての寄り添った経営支援を一体的に展開していく必要がある。 引続き業務フロー等の見直しによる効率化を図りながら、事業者のニーズや社会的要請に応じた新たな保証制度の創設や既存制度の改正を進めていく必要がある。 国が示す「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の早期確立に向け、経営者保証を付さない保証の取扱を一層推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい経営環境の中、事業者単独では改善の糸口を見出すことが困難なことが多く、継続をあきらめる事業者が高止まりしている。 事業者の減少に歯止めをかけるため、事業者それぞれのライフステージにおける諸課題を確認した際には、当協会が主体となり必要な支援を早期に提供する必要がある。 支援に際しては、経営課題を十分に整理した上で、必要に応じ各支援機関と連携しながら、適切な支援ツールを提供することが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士への債務整理委任等による支払停止が約6割を占め回収手段が乏しい求償権が多い。 回収が期待できる債務者には、回収機会を逸失しないよう代位弁済前面談等の初動対応を徹底する必要がある。 誠実に返済を履行している債務者へは、事業再生を後押しする求償権消滅保証を、連帯保証人には生活再建のため、経営者保証ガイドラインや一部弁済による保証債務免除に前向きに取り組むことが重要である。 効率的に管理状況を把握するため、デジタル化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存業務等の見直しにより、合理化、効率化によって生まれた余力をより一層、業務の充実化に移行させていく必要がある。 昨年度からAIを導入し、今後は資格取得奨励、内部研修受講のほか、日常での活用事例を横展開するなどし、業務の質の向上に努めていく必要がある。 当協会のミッションを再徹底の上、職員間・組織間の目線合わせを行い、また、コミュニケーションの質を向上させ職員一人ひとりの成長を後押しできる風通しの良い職場づくりを行っていく必要がある。 役職員の倫理意識の涵養とコンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除を不断に進める必要がある。
--	--	--	--

<p>具体的な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 必要十分な信用供与 イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立 ウ 業務効率化による経営資源の集中 エ ニーズに応える保証制度の創設 オ 金融機関との連携による期中管理の早期対応 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 業績悪化先の予兆の早期把握 (イ) 条件変更を繰り返している事業者への対応 	<p>ア 経営支援、再生支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) コロナ禍等で過大債務を負った事業者への支援 (イ) 創業から成長、再生、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援 (ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援 (エ) 効果的な経営支援手法の深化 (オ) 関係機関との連携協調体制の強化 	<p>ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 企業、個人の再生支援への取組 ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備 	<p>ア 組織の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> イ デジタル化推進と体制整備 ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底 エ 危機管理態勢の維持・強化
---	---	--	--

<p>課題解決のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 必要十分な信用供与 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業者の事業性等を的確に理解した上で、償還力に応じた保証制度の活用や返済緩和に柔軟に対応するとともに経営支援策も提案し、信用保証と経営支援を一体で支援 (イ) 引き続き「連携支援協調パッケージ」及び「協調支援型特別保証」を推進 (ウ) 新制度である「モニタリング強化型特別保証制度」の利用促進 (エ) 金融機関等関係機関との懇談会、勉強会等をより一層活発に展開することによる認識の共有と具体的な協働行動 イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立 <ul style="list-style-type: none"> 「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえた経営者保証不要制度の推進 ウ 業務効率化による経営資源の集中 <ul style="list-style-type: none"> 「保証プロセス等検討委員会」で引き続き業務の見直しを行うとともに、保証業務のデジタル化推進 エ ニーズに応える保証制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 事業者へのアンケート等によりニーズを適切に把握した上でそれに応える保証制度の創設及び既存制度の見直し オ 金融機関との連携による期中管理の早期対応 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 初動対応の徹底による金融支援と経営支援の支援策検討 (イ) 金融機関と定期的な情報共有の上、事業者の改善意欲に応じた外部支援機関活用 	<p>ア 経営支援、再生支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ①. 経営者との対話を通じた事業者の経営課題の把握・共有 ②. 支援ニーズの掘り起こしの効率化と支援ニーズの見える化による経営課題の深堀りと共有 ③. 適切な支援ツールの提供による課題解決支援 (イ) 創業後のフォローアップの充実及び再生支援、事業承継支援における関係機関等と連携した事業者への伴走支援 (ウ) 被災事業者への定期的なフォローアップ訪問及び債権買収支援を受けエグジットを希望する事業者への支援 (エ) 経営支援の効果測定及び検証に基づく経営支援スキーム等の改善並びに他の支援機関等を講師とした研修及び個社支援におけるOJTによる職員育成 (オ) 関係機関との連携会議を通じた効果的な経営支援体制の構築 	<p>ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 初動対応の徹底及び具体的回収方針の組織的検討 (イ) 不動産処分による回収促進に向けた関係機関への情報提供手段の構築 (ウ) 法的措置の早期検討 イ 企業、個人の再生支援への取組 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 関係部署や外部支援機関と連携した事業再生の推進 (イ) 求償権消滅保証の取組推進 (ウ) 経営者保証ガイドラインへの積極対応 (エ) 一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの積極的活用 ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 求償権管理事務のデジタル化 (イ) 適時適切な管理事務停止及び求償権整理の実施 (ウ) 効率性及びコストを踏まえた諸規定の見直し (エ) 新たなノウハウ獲得及び体制強化に必要な勉強会等開催による情報収集 	<p>ア 組織の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 業務プロセスの最適化の取組により、既存業務の発展に留まらない、ニーズに即した創造的業務へのシフト (イ) 職員一人ひとりの個性・能力を尊重し合い、新規業務に積極的にチャレンジできる職場環境の整備 (ウ) 職員が心身とも健康で業務に取り組むためのサポート イ デジタル化推進と体制整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 役職員のデジタルリテラシーのより一層の向上 (イ) データ分析の精緻化等、デジタル技術の活用による業務品質の向上 (ウ) AI等導入したデジタル関連ツールの効果的な利活用 ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 委員会及び担当者会議の開催 (イ) 反社排除に向けた情報収集、周知及び研修の実施 (ウ) 職員個々の倫理意識の涵養 (エ) 毎月発行の情報誌による啓発活動及び内部業務研修会の実施 (オ) 個人情報保護に係る定期点検及び情報漏洩防止 (カ) マニュアル等の点検及び見直し エ 危機管理態勢の維持・強化 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業継続計画(BCP)に基づく訓練の実施 (イ) デジタル化の進展に対応した情報セキュリティの強化
---	--	---	--